

役場からのおしらせ

南木曾町役場 ☎0264-57-2001
FAX 0264-57-2270

福祉医療受給者証の更新はお済みですか？

担当 住民係

福祉医療費給付金制度は、身体・知的・精神障害者の一部の方、68歳以上70歳未満の住民税非課税世帯の方及び母子、父子家庭の方などが、医療機関等にかかられた場合に、自費分を除く医療費に対し、町から給付金を支給する制度です。ただし、扶養義務者などに一定の所得がある方は該当になりません。

福祉医療費受給者証の有効期限は、7月31日までとなっておりますので、更新の手続

きがお済みでない方は、お早めに手続きをお願いいたします。手続きの詳しい内容は、対象者宛に送付しました通知をご覧ください。

なお、有効期限の切れた受給者証は速やかに役場へ返還し、使用されないようお願いいたします。

国民年金保険料の免除制度

担当 住民係

松本社会保険事務所
☎0263(32)5821

所得が少ないなど、保険料を納めることが経済的に困難な場合には、ご本人の申請手続きによって、保険料の納付が「免除」「一部納付」または「猶予」される制度があります。申請は役場住民係でお願いいたします。

■納付が困難なときは「保険料免除制度」

経済的な理由などで、保険料を納めることが難しいときに利用できる制度で、申請が承認されると、保険料納付の全額または一部（4分の3、2分の1、4分の1）が免除されます。

本人と配偶者、世帯主の前

年所得が一定額以下であれば承認されます。

※一部納付については納め忘れると未納の扱いになりますのでご注意ください。

■30歳未満の方は「若年者納付猶予制度」

本人が30歳未満であるときに限って利用できる制度で、申請が承認されると保険料の全額について納付が猶予されます。

本人と配偶者の前年所得が一定額以下であれば、世帯主の前年所得にかかわらず承認されます。

■国民年金保険料の免除などの期間がある場合、追納が

できません。

保険料を全額納付したときに比べ、保険料の免除や猶予を受けた期間がある場合は、受け取る年金額が少なくなります。このため、これらの期間が10年以内であれば、あとから保険料を納付すること（追納）ができます。

ただし、保険料の免除などを受けた年度から起算して、3年度目以降に保険料を追納する場合、承認を受けた当時の保険料額に経過期間に応じた加算額が上乗せされます。

※追納を希望される方は、社

会保険事務所までお問い合わせください。

肝炎ウイルスの検査について

担当 保健衛生係

『ウイルス肝炎』とは、肝炎ウイルスに感染して肝臓の細胞が壊れていく病気です。この病気になると、徐々に肝臓の機能が失われていき、ついには肝硬変や肝がんに至ることもあります。肝炎のほとんどは、肝炎ウイルスによって起こる『ウイルス肝炎』です。

B型及びC型肝炎ウイルスの患者・感染者は、合わせて三百万人を超していると推定され、国内最大の感染症といわれています。

肝臓は『沈黙の臓器』とも呼ばれ、肝炎になっても、なかなかSOSを出しません。「体がだるい」と気づく頃には、かなりの重症になってしまっています。幸いなことに肝炎ウイルスに感染しているかどうかは、採血検査でわかります。また、肝炎ウイルスに感染していても、適切な健康管理・治療で、肝炎から肝硬変や肝がんが悪化するのを予防することが可能です。

あなたは肝炎検査を受けたことがありますか？

「いいえ」または「わからない」という方は、ぜひ肝炎ウイルス検査を受けましょう。

町で実施する集団健診（国保特定健診等）と同会場で、肝炎ウイルス検査（B型肝炎抗原検査・C型肝炎抗体検査）を行います。

■対象者
・今年度（平成22年3月31日の年齢）40歳になる方
・41歳～70歳で今まで肝炎ウイルス検査を受けたことがない方

■実施日時
9月1日～3日

■場所
南木曾会館

■検査料金
700円

受診を希望される方は、担当までお問い合わせください。

8月は

「北方領土返還運動
全国強調月間」

町職員募集について

担当
住民課

平成22年4月1日採用予定の管理栄養士を1名募集します。

■応募資格

昭和63年4月1日以前に生まれ、管理栄養士免許及び普通自動車運転免許の資格を有し（取得見込み含む）、採用時に原則町内に居住可能な方

■受付期間

8月14日（金）まで

詳しくは、担当までお問い合わせいただくか、町ホームページをご覧ください。

国保坂下病院の診療日等の変更案内について

担当
保健衛生係

国保坂下病院の診療日等の変更案内を、ケーブルテレビ「なぎぞチャンネル」7チャンネルでお知らせしています。

受診される際は、ご確認のうえお出かけください。

県立木曽病院のお知らせもケーブルテレビ9チャンネルで放送しています。

「空き家」「空き地」情報をお寄せください

担当
企画財政係

役場では、「定住相談窓口」を設けています。よくある相談は、「南木曾町に定住したいが、住まいが無い」という相談です。そこで、町では「空き家・空き地を貸したい。又は売りたい」方の情報を募集しています。

昨年度は、①Iターンの方が借家を借りることができた。②結婚のため世帯分離する人が借家を借りることができた。等、皆様からの情報が定住化に役立っています。

※町は、登録していただいた「貸したい・売りたい」人の物件情報を「借りたい・買いたい」人へ情報を提供させていただきます。

料金設定・契約等は個人でお願いします。

オオキンケイギク（大金鶏菊）は栽培が禁止されています

担当
商工観光係

オオキンケイギクは北アメリカ原産の帰化植物で、栽培

されていたものが野生化しました。帰化植物であっても花が美しいので、移植されたり刈り残されたりして各地に広がっています。

外来生物で生態系、人の生命・身体、農林水産業へ被害を及ぼすものは環境省により特定外来生物として指定され、オオキンケイギクは指定種となっています。

特定外来生物を観賞用、販売用を問わず栽培等した場合は、法律により罰せられます。

南木曾町でもオオキンケイギクが見られるようになりました。オオキンケイギクは、在来の植物に影響を与えるおそれがあるので、栽培しないことはもちろん、繁殖させないよう注意しましょう。



花の色は鮮やかな黄色です

平成22年度に採用する特別養護老人ホーム等の職員募集

担当
松塩筑木曾老人福祉施設組合事務局
☎0263(53)5000

■募集する職種及び採用人員
生活相談員、介護支援専門員、看護職員、介護職員

いずれも若干名

■申し込み方法

あすなる荘など各施設にある申込書にご記入のうえ、8月18日（火）までに塩尻市桔梗荘内松塩筑木曾老人福祉施設組合事務局へ本人が持参してください。

受験資格や試験日時、勤務場所など詳しくはお問い合わせください。

協会けんぽからの

お知らせ

担当
全国健康保険協会長野支部
☎026(238)1251
<http://www.kyoukaikenpo.or.jp>

協会けんぽ（全国健康保険協会）の健康保険の保険料については、現在、全国一律の保険料（8・2％）となっていますが、平成21年9月分の保険料（10月納付分）から都

道府県毎の保険料率（長野県は8・15％）に移行します。詳しくは全国健康保険協会のホームページをご覧ください。

交通事故に遭われた方の保険金請求に関する無料相談所

担当
（社）日本損害保険協会
長野自動車保険請求センター
☎0262(26)3582

交通事故に遭われてお困りの方のために、「自動車保険請求相談センター」を設置し自動車損害賠償責任保険ならびに任意自動車保険の請求について無料で相談をお受けしております。

■受付時間

月曜日～金曜日（祝日を除く）
午前9時～正午
午後1時～5時

（来訪相談を希望の場合は、要事前連絡）



「行方不明の人を捜す相談所」開設のお知らせ

担当 木曾警察署 鑑識課
☎0264(22)0110

警察では、身内の方などの行方が分からず、お困りの方からの相談に年間を通じて応じておりますが、8月は「行方不明の人を捜す相談所」を開設して相談をお受けします。

■開設日時・場所

- 8月4日(火)：飯田警察署 ☎0265(22)0110
 - 8月5日(水)：松本警察署 ☎0263(25)0110
- 時間は、午前9時30分から午後5時まで。(事前にお電話でのご連絡をお願いします。)

■年間を通しての相談所

長野県警察本部鑑識課
☎026(278)9500

■その他

長野県警察ホームページ
(<http://www.pref.nagano.jp/police/>) に出張相談に関する情報を掲載しておりますのでご覧ください。

終戦当時、引揚者の方々からお預かりした通貨・証券等を返還しています

担当 財務省名古屋税関 監視部監視許可通関部門
☎052(654)4060

名古屋税関では、終戦後に外地から引き揚げてこられた方々が税関などに預けられた通貨や証券等をお返ししておりますが、今なお、引き取り手がなく保管されたままになっているものが多数あります。

返還請求・お問い合わせは、ご本人はもとよりご家族の方でも構いません。お心当たりの方は、お気軽にお問い合わせください。

■保管している通貨・証券等

- 上陸地の税関または海運局に預けられた通貨・証券等
- 帰国前に在外公館や日本人自治会等に預けられた通貨・証券等のうち、その後日本に返還されたもの
- ※通貨：旧日本銀行券、旧日本軍軍票等
- ※証券等：支那事変割引国庫債券、大東亜戦争割引国庫債券等

電気は正しく安全に！
8月は「電気使用安全月間」

担当 (財)中部電気保安協会 木曾福島事業所
☎0264(24)2262

8月は、1年のうちで最も感電事故の多い季節となっております。

皆さんのご家庭でも電気的安全点検をしましょう。

○電気の使いすぎはありませんか。

○電線やコードは傷んでいませんか。

○洗濯機などのアースはきちんとつけてありますか。

退職金は中退共で

担当 (独)勤労者退職金共済機構 中小企業退職金共済事業本部
☎03(3436)0151

中退共制度は中小企業で働く従業員のための外部積立型の国の退職金制度です。

掛金助成や税法上の優遇など、有利な特典がいくつかあります。安心・確実な中退共制度をぜひご利用ください。

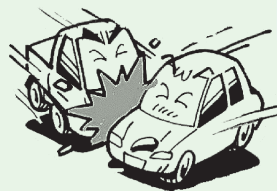
交通事故にすることでお困りの方は、県の交通事故相談所へ

相談無料
秘密厳守

専門の相談員が相談に応じます。

◆相談日 月曜日～金曜日(祝日を除く) 8:30～17:00

長野本所	☎026-235-7175 (直通) (長野保健福祉事務所内)
松本支所	☎0263-47-7800 (代表) (松本合同庁舎内)
飯田支所	☎0265-23-1111 (代表) (飯田合同庁舎内)
上田支所	☎0268-23-1260 (代表) (上田合同庁舎内)



◆木曾合同庁舎での巡回相談

9月16日(水) 11月18日(水) 10:00～15:00

相談日が変更される場合がありますので、詳しくは木曾地方事務所地域政策課 ☎0264-25-2213 へお問い合わせください。

◆相談事例

- ・ 損害賠償の請求は、どのようにすればいいですか。(自賠責保険、任意保険)
- ・ 治療にかかる費用を、労災保険や社会保険で利用できますか。
- ・ 過失割合や賠償額は、どのように決まるのですか。
- ・ 保険会社から提示された内容は妥当ですか。
- ・ 示談は、どうやって進めればよいのですか。
- ・ 調停や裁判の手続きは、どうしたらよいのですか。

その他、交通事故に関する悩みは何でも受け付けます。詳しくは相談所、またはホームページをご覧ください。

<http://www.pref.nagano.jp/kikaku/seikatsu/koutuan/jikosotp.htm>